

決議 .28 財政及び予算

1. ラムサール条約の条文第 6 条 5 と 6 における財政条項を想起し、
2. 大多数の締約国が条約の基本予算に対する拠出を滞りなく支払っていることを謝意とともに認識し、
3. ラムサール条約第 7 回締約国会議文書 26 にあるように、ラムサール条約事務局によって実施されている活動に対して、ラムサール条約担当政府機関をはじめとして、開発援助機関等他の諸機関を通じ、多くの締約国によって追加の財政支援がなされていること、また NGO や民間からも財政支援が行われていることに、感謝の意をもって留意し、
4. IUCN (国際自然保護連合) がラムサール条約事務局に対して提供している効果的な財政上及び事務的支援を感謝をもってここにもう一度認識し、
5. 第 6 回締約国会議決議 .17 に基づいて、常設委員会が財政小委員会を設置したこと、また常設委員会の議長報告によると、この小委員会が効率的に機能し、常設委員会とラムサール条約事務局に対し貴重な指導と助言を提供したことに、満足の意をもって留意し、
6. 「1997-2002 年戦略計画」の行動 8.2.4 の内容、「研修計画、教育と普及啓発活動、ラムサールのデータベースの開発、条約の広報戦略(現在、条約の「普及啓発プログラム」と呼ばれている)への資金手当を優先して行う」を想起し、

締約国会議は、

7. 1995-1997 年の 3 年間で、ラムサール条約事務局が条約の資金を慎重に管理し、毎年いくらかの繰越金を出したことに、喜びをもって留意する。
8. また、注意深い財政管理と為替レートによる差益によって、決議 .17 によって規定されたように、この 3 年の間にラムサール条約事務局が年間予算の 12 分の 1 に匹敵する額を予備基金として蓄えたことに、喜びをもって留意する。
9. 財政小委員会に過去 3 年間関わった各締約国、特に議長を務めた米国に、感謝の意を表す。
10. 決議 5.2 の付属書 3 にある「条約の財政運用のための要項」をそのまま、2000 年から 2002 年までの 3 年間にも適用することを決定する。
11. さらに、決議 .1 によって設立された財政小委員会は、その中で規定された役割と責任を持つものとし、今後も常設委員会の指導の下で運営されることを決定する。
12. 決議 .27 で採択された条約の「2000-2002 年作業計画」の最大限の実施を可能にするために、付属書 1 として添付されている 2000-2002 年の 3 年間の予算を承認する。
13. この予算に対する各締約国の拠出金額は、すでに国連総会で決定された国連加盟国の拠出に関する 2000 年の評価率(付属書)、及び今後決定される 2001 年と 2002 年の評価率に基づくことを決定する。ただし、国連の基準を適用した際に年間の拠出金額が 1000 スイスフラン以下になる締約国の場合には、年間拠出金額を 1000 スイスフランとする。国連の基準を用いた場合のこれら締約国の拠出金額と、最低拠出金額 1000 スイスフランとの差額分は、ラムサー

- ル条約事務局の開発援助担当官を雇用するための資金に充てられる。他の締約国については付属書 にあるように、今まで通り国連の評価率にしたがって拠出金額が決定される。
14. ラムサール条約事務局に対して、人的資源と財源が許す限り、事務局内に開発援助担当官を配置するために必要な、追加資金を確保するよう努力することを要請する。この目的は、開発途上国及び市場経済移行諸国による条約施行を推進するため、必要な資金を確保することである。
 15. すべての締約国に対し、毎年 1 月 1 日に遅滞なく拠出金を支払うよう要求する。また、支払いが遅れている締約国に対しては、それらを解決するよう新たな取組を実施するよう要請する。
 16. 常設委員会に、通常の締約国会議開催時点で支払いが 2 年以上滞っている締約国に対し、どのような対策をとりうるかについて、第 8 回締約国会議で提案できるよう準備することを求める。その際には、他の条約をはじめとした国連や他の政府間機関で実施されている対策を考慮に入れることとする。
 17. ラムサール条約小規模助成基金の将来の運用に関連して、本締約国会議で採択された決議 .5 を想起する。また、基金の規模を毎年 100 万米ドルにするという目標を条約が達成するのを支援するために、すべての締約国、援助機関、国際団体パートナー等に、拠出を考慮するよう要請する。
 18. 「ラムサール条約普及啓発プログラム」(決議 .9)のために任意基金を設立することを決定し、常設委員会に基金の運用要項を準備し、1999 年の常設委員会定例会議の際に採択することを求める。また、各締約国、NGO、各種財団、民間企業や他の機関に対し、基金への拠出を促す。
 19. 条約、民間企業及び他の機関が、「水資源及び水質の保全」プロジェクトにおいて協力関係を結ぶことを歓迎する。また、ラムサール条約事務局が今後も条約の使命達成のために、民間企業との協力関係樹立、あるいは資金提供を受ける可能性を検討していくよう奨励する。
 20. ラムサール条約事務局が過去 3 年間実施してきたインターンシップ計画が、効果的な研修制度であり、条約事務局の地域担当官の業務を助ける効率的な仕組みであることを承認する。また、各締約国にこのプログラムの継続と拡大を支援するための追加的拠出を要請する。
 21. 常設委員会に、各締約国会議で採択される条約の作業計画、勧告、決議をもとに、ラムサール条約事務局、常設委員会、科学技術検討委員会が実施すべき行動を挙げ、優先順位を付けるよう指示する。これは締約国会議後の常設委員会定例会議で提出され、それには、採択された予算からの資金をどの業務に割り当てるべきかが示されるものとする。
 22. ラムサール条約事務局に対して、締約国会議ごとに、過去 3 年間の間に予算が割り当てられ、完了した行動(第 21 節に基づいて挙げられた行動)、計画はされていたが実施されなかった行動、そして計画が完了しなかった場合にはその理由を報告するよう指示する。
 23. ラムサール条約事務局に対して、これまで通り締約国会議ごとに、基本予算に関するデータに加えて、前回の締約国会議以降受け取ったすべての追加的拠出の概要についても提出するよう求める。
 24. さらに、ラムサール条約事務局に対して、基本予算から予算が割り当てられてはいないが、

作業計画の要素をより良い形で実施するために優先される活動を特定し、そのための費用を計算するよう求める。また、常設委員会と協力して、資金提供者や寄付を集めるようにし、この最新の評価については各常設委員会会議と締約国会議に提出するよう求める。